

海津市議会会議録作成委託業務仕様書

1. 業務名

海津市議会会議録作成委託業務（単価契約）

2. 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 内容

（1）海津市議会会議録作成委託業務について

定例会、臨時会、委員会及び全員協議会を収録したデジタル音声及び資料により、筆耕反訳及び印刷製本の業務をおこなう。

- ①用字 社団法人日本速記協会発行「標準用字用例辞典」による。
- ②納品 反訳原稿1部及び電子メールによるWordデータ納品。
- ③規格 A4版横書き42字×33行 10.5ポイント MS明朝体
- ④納期 デジタル音声を提供した時点で指示する納期。

※概ね定例会最終日デジタル音声提供から1ヶ月半以内。

- ⑤校正回数 2回

※第1回目は、概ね2週間以内

- ⑥時間計算 会議録作成の時間数は、反訳30分以上は1時間とし、30分未満は1時間当たりの単価の2分の1として算出する。

（2）収録音声データの提供について

- ①録音データは、インターネット経由で受託者へ送信するものとする。
- ②受託者は提供される録音データをインターネット経由で受領するための専用のサーバーを設けるなどの環境を整備するものとする。なお、環境整備等に係る費用は、受託者の負担とする。
- ③録音データをインターネット経由で受領するための環境には下記の要件を満たしているものとする。
 - ・音声データ（約6時間程度）の容量を受け取ることが可能であること。
 - ・セキュリティにおいても特定のパスワードを設け、かつ通信が暗号化されているなど万全なセキュリティ体制を整えていること。
- ④関連する資料等については別途郵送で送付するものとする

（3）見積方法

1時間当たりの単価として算出する。

4. 協議

本件の遂行については、受託業者は必要に応じて海津市議会事務局と協議しなければならない。

5. 個人情報保護

この業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため秘密等を遵守しなければならない。